

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
35	35	22	17	11	13	15	7	22	3	11	11	4	3	28	0	0
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○		○						○		
群馬県	高崎市	○			○	○	○	○						○		
群馬県	桐生市	○			○									○		
群馬県	伊勢崎市	○			○			○						○		
群馬県	太田市	○			○			○						○		
群馬県	沼田市	○				○		○						○		
群馬県	館林市	○	○		○			○						○		
群馬県	渋川市	○	○	○	○	○		○						○		
群馬県	藤岡市		○					○		○	市教委からは毎年9月中に各小中学校へ就学援助関係書類を配布。その後、10/1以降で各小中学校から保護者へ周知。(ただし、新小1に関してはのみ就学時健診にて周知。)			○		
群馬県	富岡市		○	○	○	○	○	○	○					○		
群馬県	安中市	○			○	○		○		○	毎年度10月に学校で就学援助制度の書類を配布			○		
群馬県	みどり市		○		○	○	○	○						○		
群馬県	榛東村	○		○								○				
群馬県	吉岡町	○	○	○		○		○		○	学校や子育て支援担当課等と連携し、個別の問い合わせに対応している			○		
群馬県	上野村			○				○						○		
群馬県	神流町	○					○						○			
群馬県	下仁田町			○	○	○	○					○				
群馬県	南牧村						○	○					○			
群馬県	甘楽町		○			○								○		
群馬県	中之条町	○	○							○	・民生委員の家庭訪問の中で、家庭の経済状況や保護者からの相談等により、制度の紹介を行う。 ・保護者からの直接の相談により、制度の紹介を行う。			○		
群馬県	長野原町									○	1人親など生活困窮が予想される方に個別に周知	○				
群馬県	嬬恋村						○	○	○					○		
群馬県	草津町	○	○							○	年度当初の担任による家庭訪問時に各家庭の状況、保護者からの問合せに対し、教員が保護者に制度を説明のうえ、申請書等を配布。		○			
群馬県	高山村	○	○						○					○		
群馬県	東吾妻町	○	○											○		
群馬県	片品村					○								○		
群馬県	川場村		○	○										○		
群馬県	昭和村	○		○		○		○		○	小学校の入学説明会に教育委員会事務局より、周知説明の時間を設けている			○		
群馬県	みなかみ町					○		○				○				
群馬県	玉村町	○	○							○	就学時健診の案内に教育委員会が書類を同封のほか、離婚届等提出時にひとり親援助制度一覧表を配布(表中に記載あり)			○		
群馬県	板倉町				○	○		○						○		
群馬県	明和町	○								○	9月に新年度の小・中学校入学予定者に対して、園、学校を通して書類を配布または直接送付			○		
群馬県	千代田町	○	○	○				○		○	7月頃に教育委員会より就学援助制度の書類を配布			○		
群馬県	大泉町	○	○		○			○		○	庁舎窓口等でのリーフレットの設置			○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)	
群馬県	邑楽町	○	○	○		○		○						○		

[illegible]

		1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								
都道府県	市区町村名	ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他 →(6)	(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
群馬県	邑楽町		○							

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																														
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																														
		＜小学校＞																														
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）								(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(8) エの内容
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っているが、現在検討はしていない。	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）		ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(6)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	
群馬県	邑楽町	○					○										○	○	○		○	○										

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																							
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																							
		＜中学校＞																							
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）					(6) エの内容
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前		イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)		
35	35	25	3	7	0	0	25	0	0	3	0	0	0	0	1	0	10	14	0	2	1	4	1	1	
群馬県	前橋市	○					○											○							
群馬県	高崎市	○					○											○							
群馬県	桐生市	○					○											○							
群馬県	伊勢崎市	○					○										○								
群馬県	太田市	○					○										○								
群馬県	沼田市	○					○											○							
群馬県	館林市	○					○											○							
群馬県	渋川市	○					○											○							
群馬県	藤岡市	○					○											○							
群馬県	富岡市	○					○										○								
群馬県	安中市	○					○										○								
群馬県	みどり市	○					○										○								
群馬県	榑東村	○					○										○								
群馬県	吉岡町	○					○											○							
群馬県	上野村		○							○															
群馬県	神流町			○																	○				
群馬県	下仁田町		○							○															
群馬県	南牧村			○															○						
群馬県	甘楽町	○					○											○							
群馬県	中之条町	○					○											○							
群馬県	長野原町			○																	○				
群馬県	嬬恋村	○					○											○							
群馬県	草津町	○					○										○								
群馬県	高山村			○																	○				
群馬県	東吾妻町			○																○					
群馬県	片品村		○							○															
群馬県	川場村			○															○		○				
群馬県	昭和村			○																		○		前年度の3月25日に民生委員会、4月1日に教育委員会で諮り認定しているの で、新年度早々（4月上中旬）には支給ができるようにしているため	
群馬県	みなかみ町	○					○											○							
群馬県	玉村町	○					○										○								
群馬県	板倉町	○					○											○							
群馬県	明和町	○					○							○											
群馬県	千代田町	○					○											○							
群馬県	大泉町	○					○										○								

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																					
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																					
		＜中学校＞																					
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他一(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	
群馬県	邑楽町	○				○										○							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)													(4) ソ、タ又は チを回答した場合、 生活保護基準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答した 場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛ける 係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項						
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を準備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止		イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。			チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)を(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)			
35	35	8	4	15	3	5	5	26	27	22	22	23	27	14	12	17	19	16	12	18	17	9	8	2	0	5	19	0	5	1	
群馬県	前橋市		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.1			
群馬県	高崎市	○																					○					1.3			
群馬県	桐生市			○				○	○		○		○					○		○											
群馬県	伊勢崎市		○																					○				1.1			
群馬県	太田市	○						○	○															○				1.6			
群馬県	沼田市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○										
群馬県	館林市		○																					○				1.3			
群馬県	渋川市			○																			○					1.3			
群馬県	藤岡市					○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○				○					(3)の認定基準のうち、サ、とス、の要件で申請を受けた場合に、別条件として、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍以下であることを付け加えている。	
群馬県	富岡市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○										
群馬県	安中市	○						○	○		○	○	○				○							○				1.3			
群馬県	みどり市			○				○	○	○		○	○									○						1.3			
群馬県	榑東村				○				○				○											○				1.2			
群馬県	吉岡町		○					○	○	○	○	○	○							○		○						1.3			
群馬県	上野村			○				○	○	○	○	○	○		○	○										○				上野村教育委員会が特に給付すると必要があると認める者	
群馬県	神流町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○				地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額がないこと
群馬県	下仁田町	○								○											○						○				
群馬県	南牧村			○									○								○										
群馬県	甘楽町			○				○	○				○																		
群馬県	中之条町			○				○	○	○	○	○	○					○				○						1.3			
群馬県	長野原町			○																						○				前年度の2月頃に選定を行い6月に決定をしている。	
群馬県	嬬恋村				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
群馬県	草津町					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○					1.3			
群馬県	高山村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
群馬県	東吾妻町					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										・国民年金保険料の減免 ・各項目のほか、学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会で認める者
群馬県	片品村				○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○						
群馬県	川場村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3			
群馬県	昭和村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
群馬県	みなかみ町	○						○	○	○	○	○	○			○	○				○										
群馬県	玉村町			○																			○					1.1			
群馬県	板倉町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2			特になし。
群馬県	明和町			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○							1.2			
群馬県	千代田町					○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○							1.5			
群馬県	大泉町			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○					1.2			

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)										4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		(1) 当てはまるもの1つに○					(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)										(4) ソ、タ又は チを回答した場 合、生活保護基 準額等に掛ける 係数(倍率)		(5) ツを回答し た場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛ける 係数(倍率)		(6) テの内容	(7) 補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		ア. 従前より 家計急 変世帯の 影響を行 っており、 その際と同 様の基準 により認定	イ. 新型コ ロナウィ ルス感染 症の影響 を踏まえ て、新た に認定基 準を整備 し、その 基準によ り認定	ウ. 相談が あった場 合、事例 に応じて 個別に対 応	エ. 新たに 認定基準 を整備す ることを 検討中	オ. その他 →(2)		ア. 生活保 護法に基 づく保護 の停止ま たは廃止	イ. 市区 町村民税 の非課税	ウ. 市区 町村民税 の減免	エ. 国民 年金保険 料の免除	オ. 国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ. 児童 扶養手当 の支給	キ. 保護 者が職業 安定所登 録日雇労 働者	ク. P・T・ A会費、 学級費等 の学校納 付金の減 免が行な われている 者	ケ. 個人 の事業税 の減免	コ. 固定 資産税の 減免	サ. 学校納 付金の納 付状態の 悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学用品等 に不自由 している 者等で保 護者の生 活状態が きわめて 悪いと認 められる もの	シ. 経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス. 保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪 いと認め られる者	セ. 生活福 祉資金に よる貸付 け			ソ. 生活保 護の基準 額に一定 の係数を 掛けたも の(生活保 護の基準 額が変わ ると自動 的に要件 が変わる もの)(例 :生活保護 の1.3倍、 1.5倍等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てください。)	タ. 生活保 護の基準 額に一定 の係数を 掛けたも の(生活保 護の基準 額を参照 して額を 定めてい るもの)(例:生活保 護の1.3倍 の額(394 万円)、1.5 倍(455万 円)等) →係数(倍 率)を(4) に記入。	チ. 特別支 援教育就 学奨励費 の需要額 測定に用 いる保護 基準額。又 は同基準 額に一定 の係数を 掛けたも の→係数 (倍率)を (4)に記 入。	ツ. 市区町村 民税(所得 割又は均 等割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたも の(例:課 税最低限 度額の1.0 倍、1.5倍 等) →係数(倍 率)および 目安額を (5)に記 入	テ. その他 →(6)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					(4)エの内容・補足事項	
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
35	35	8	9	9	8	2	6	0	1	1	35	
群馬県	前橋市		○	平成25		4					15%未満	
群馬県	高崎市		○	平成25		4					10%未満	
群馬県	桐生市										15%未満	
群馬県	伊勢崎市										10%未満	
群馬県	太田市		○	平成24		12					15%未満	
群馬県	沼田市										10%未満	
群馬県	館林市		○	不明							10%未満	
群馬県											10%未満	
群馬県	渋川市		○	平成24		12					10%未満	
群馬県	藤岡市										10%未満	
群馬県	富岡市										10%未満	
群馬県	安中市										10%未満	
群馬県	みどり市		○	平成24		2					10%未満	
群馬県											10%未満	
群馬県	榛東村	○					○				10%未満	
群馬県											10%未満	
群馬県	吉岡町	○					○				0%	
群馬県	上野村										5%未満	
群馬県	神流町										10%未満	
群馬県	下仁田町										10%未満	
群馬県	南牧村										5%未満	
群馬県	甘楽町										5%未満	
群馬県											5%未満	
群馬県	中之条町	○					○				10%未満	
群馬県	長野原町										5%未満	
群馬県	嬬恋村										10%未満	
群馬県	草津町	○				○					10%未満	
群馬県	高山村										10%未満	
群馬県											10%未満	
群馬県	東吾妻町										10%未満	
群馬県	片品村										5%未満	
群馬県	川場村		○	平成30		10					5%未満	
群馬県											5%未満	
群馬県	昭和村										5%未満	
群馬県	みなかみ町										5%未満	
群馬県	玉村町		○	平成24		12					5%未満	
群馬県	板倉町	○					○				5%未満	
群馬県	明和町	○				○			○	前年との収入状況等生活状況を比較して総合的に対応している。	10%未満	
群馬県	千代田町	○					○				10%未満	
群馬県	大泉町		○	平成24		12					10%未満	

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について								6. 就学援助率
		4. (3)で ソ, タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応								令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 ー(4)	(4)エの内容・補足事項
群馬県	邑楽町	○					○			10%未満

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度主要保護就学援助額																																								
		(1) 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																								
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	
群馬県	邑楽町	○						○	11,630		○							○	51,060														○	○	22,690							(1)「支給平均額」欄は、令和3年度予算単価を計上

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																										
		(2) 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																										
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項		
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他			
群馬県	邑楽町	○							○	22,730		○								○	60,000																							(1)「支給平均額」欄は、令和3年度予算単価を計上 「学校給食費」 1・2年生(73%) 55,000円 3年生(27%) 51,960円

(1)「支給平均額」欄は、令和3年度予算単価を計上
「学校給食費」 1・2年生(73%) 55,000円 3年生(27%) 51,960円

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
35	35	2
群馬県	前橋市	
群馬県	高崎市	
群馬県	桐生市	
群馬県	伊勢崎市	
群馬県	太田市	
群馬県	沼田市	
群馬県	館林市	
群馬県	渋川市	
群馬県	藤岡市	
群馬県	富岡市	
群馬県	安中市	
群馬県	みどり市	
群馬県	榑東村	
群馬県	吉岡町	
群馬県	上野村	経済的に困窮している家庭に限らず、全児童生徒に対し、教材に関する学用品について保護者負担の軽減を図るため多くを村費負担している他、中学生の修学旅行は代替として海外派遣事業として実施し3年生全員を全額村負担でオーストラリアへ派遣している。中学生の部活動においては長期休業中の練習や土日等を実施する対外試合は村所有のマイクロバスを活用し無償運行している。
群馬県	神流町	
群馬県	下仁田町	
群馬県	南牧村	
群馬県	甘楽町	
群馬県	中之条町	
群馬県	長野原町	
群馬県	嬬恋村	
群馬県	草津町	
群馬県	高山村	
群馬県	東吾妻町	福祉担当部局と連携を取り、経済的困窮者の相談には速やかに対応し、制度案内等を行っている。
群馬県	片品村	
群馬県	川場村	
群馬県	昭和村	
群馬県	みなかみ町	
群馬県	玉村町	
群馬県	板倉町	
群馬県	明和町	
群馬県	千代田町	
群馬県	大泉町	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
群馬県	邑楽町	